

西野宣明校注『訂正常陸国風土記』の本文校訂について(下)

橋本雅之

三

本節以下では、第二節で示した西野注の本文校訂に関して、その形成と方法を考察する。考察の手順は以下の通りである。まず本文校訂七十三例を、依拠した写本を単位とするグループに分類してゆく。そして、グループごとに一次二次稿本での記述の有無や、現存の主要写本との異同を確認する。それに基づいて、個々のグループの本文校訂の特色を明確にし、本稿の目的である西野注の校訂の形成と方法を考証してゆく。ところで、分類の基準とする、依拠した写本については、第二節の表でも明らかなように複数の写本に依拠したものがあつた。そこで、本稿では、西野頭注での掲載順の初出をもつてグループ分けの基準とし、これに基づき改めて作成したのが次の表である。(カッコ内の算用数字は、第二節の一覧表に付けた第一例からの整理番号。)以下の考察は、この表に示した、①～⑧をもつて本文校訂のグループとする。また、比較に使用する写本の略号は以下の通りである。菅(菅政友写、彰考館本)・武(武田祐吉旧藏本)・松(松下見林本)・狩(狩谷掖齋本)・伴(伴信友本)・中(中山信名本)・藤(藤原善一本)・群(群書類従本)。

① 戊本(小寺清先本) ↓十七例(2・4・8・13・19・22・24・28・29・30・34・37・54・55・69・70・73)

② 丙本(松下見林本) ↓十三例(9・17・18・21・25・32・39・52・56・58・61・64・72)

③己本（群書類従本） ↓ 十二例（5・6・7・10・33・36・41・47・50・57・60・62）

④丁本（昌平文庫本） ↓ 五例（27・43・51・53・71）

⑤乙本（彰考館本） ↓ 三例（16・44・65）

⑥甲本（鹿島神宮本） ↓ 一例（20）

⑦意改 ↓ 十例（3・11・12・15・40・42・45・48・59・68）

⑧その他 ↓ 十二例（1・14・23・26・31・35・38・46・49・63・66・67）

⑧には、ある特定の写本に依拠しないものすべてを含む。すなわち、諸本の誤写の可能性や、本文異同のみを指摘したもの、あるいは仙覚『万葉集註釈』所引逸文や、漢籍および他説に依るものは、すべてこれに含めた。

さて、この①～⑧について、上記の手順に基づき調査した結果をまとめたのが次の表である。（頭の算用数字は、第二節の一覧表に付けた第一例からの整理番号である。一次二次稿本については、記載の有無のみ挙げ、諸本との異同については、同じ場合は○とし、違う場合はその文字を挙げる。また該当文字が欠字の場合は×とする。）

①戊本（小寺清先本）による校訂説

番号	本文	一次	二次	菅	武	松	狩	伴	中	藤	群	備考
2	原野肥衍（二才・2）	有	有	御	御	御	御	御	御	御	御	戊本の単独異文
4	歳逢元陽（二才・8）	有	有	元	元	元	无	元	元	元	○	群とのみ一致

37	34	30	29	28	24	22	19	13	8
要在活民（十ウ・7）	點自郡西（十才・2）	頓幸槻野（九才・4）	征平海北（九才・3）	志古止禿志門毛（八才・7）	三夏熱朝（八才・3）	走而婦土窟（七才・4）	大臣族黒坂命（七才・2）	古老曰…日高見國也（五・4）	今夜雖新（四才・1）
無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
無	無	有	有	有	有	有	有	無	無
孟	獻	花	此	×	潮	×	挨	×	稚
孟	獻	花	此	×	潮	×	挨	×	新
孟	獻	花	此	×	潮	×	挨	×	新
孟	獻	華	此	×	潮	○	挨	×	稚
孟	獻	花	此	×	潮	×	挨	×	新
孟	獻	花	此	×	潮	×	挨	×	稚
孟	○	莅	此	×	潮	×	族	×	○
孟	○	莅	×	×	潮	×	○	○	○
戊本の単独異文	藤・群と一致	戊本の単独異文	戊本の単独異文	戊本の単独異文	戊本の単独異文	狩とのみ一致	群とのみ一致	群とのみ一致	藤・群と一致

西野宣明校注『訂正常陸国風土記』の本文校訂について（下）

73	70	69	55	54
朕與皇后(二九才・二)	改名助川(二七ウ・五)	白聖可塗(二六才・八)	自愛心熾(二ウ・五)	長一十五丈(二才・八)
無	無	無	無	無
無	無	無	有	有
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	里
家	×	土	滅	×
家	○	土	滅	○
戊本の単独異文	群とのみ一致	戊本の単独異文	戊本の単独異文	群とのみ一致

②丙本(松下見林本)による校訂説(松の異同はゴチック体で示す)

18	17	9
阻風俗也(七才・二)	常陸下総(六才・二)	歛然譚曰(四才・三)
有	有	有
有	有	無
他	×	諱
他	×	諱
他	×	諱
他	×	譚
他	×	諱
他	×	諱
×	×	語
×	×	語
松「他」頭注と矛盾	松は欠字、頭注と矛盾	松「諱」頭注と矛盾

72	64	61	58	56	52	39	32	25	21
盡得百味焉 (ニウ・1)	古有大蛇…名之 (ニウ・3)	夜之將闌 (ニウ・1)	携手促膝 (ニウ・2)	宇志乎 (ニウ・8)	伏斧伏神 (ニウ・1)	池面椎株 (ニウ・2)	曾尼之驛 (ニウ・8)	九陽蒸夕 (八ウ・3)	塞施穴内 (七ウ・3)
無	無	無	無	無	無	無	有	有	有
無	有	有	有	有	有	無	有	有	有
鳥	○	開	低	羊	×	○	×	並	×
鳥	○	開	低	○	茯	○	×	並	×
鳥	○	開	低	○	○	○	×	並	×
鳥	○	開	低	羊	×	面	×	至	×
鳥	○	聞	低	乎	○	○	×	並	×
鳥	○	開	低	羊	×	○	×	並	×
焉	○	開	低	乎	×	面	×	×	×
○	○	開	低	○	×	○	○	×	×
松「鳥」頭注と矛盾	但し諸本すべて割注	松「開」頭注と矛盾	松「低」頭注と矛盾				松は欠字、頭注と矛盾	松「並」頭注と矛盾	松は欠字、頭注と矛盾

③己本(群書類従本)による校訂説(群の異同はゴチック体で示す)

47	41	36	33	10	7	6	5
瀧流蛭泉 (十九才・二)	天之烏琴 (十四才・八)	舉聲大言 (十一ウ・七)	箭括氏 (十一才・二)	西峰崢 (四才・八)	誓告曰 (三ウ・六)	諸欲寓宿 (三ウ・四)	白壁郡 (三才・五)
無	無	無	有	有	有	有	有
無	有	有	無	無	無	無	無
潤		宮	括	両		過	×
潤		宮	括	両	○	過	×
潤		宮	括	両	○	過	×
潤		宮	括	両	○	過	×
潤		宮	括	○	○	過	×
潤		宮	括	両		遇	×
潤	○	○	括	○	○	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○
群書本の単独異文	諸本この句、重複記載		群書本の単独異文		菅・中は「四里」		群書本の単独異文

53	51	43	27
沼水流瀧 (二オ・6)	卜率鍛冶 (十九ウ・6)	其南名田里 (十五ウ・8)	伊毛乎古比 (八オ・7)
無	無	無	有
有	無	無	有
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
×	×	×	×
丁本の単独異文	丁本の単独異文	丁本の単独異文	丁本の単独異文

④丁本(昌平文庫本)による校訂説

62	60	57	50
爰童子等 (二ウ・2)	耽語之甘味 (二オ・8)	便欲相齧 (二オ・2)	積成高丘 (十九ウ・4)
無	無	無	無
有	有	有	無
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	民
僮	沈	晤	○
僮	沈	晤	○
群「僮」頭注と矛盾	群「沈」頭注と矛盾	群「晤」頭注と矛盾	

⑦意改

48	45	42	40	15	12	11	3
百艸□花 (九才・4)	中臣鎌子 (六ウ・5)	杵島唱曲 (四ウ・1)	其野出筋馬 (七ウ・4)	伊川乃川惠 (五ウ・6)	筑波郡…白壁郡 (五才・2)	相携駢閑 (四ウ・3)	蓋疑此地 (二才・7)
無	無	無	無	有	有	有	有
無	有	有	無	無	無	無	有
	×		○	×	×	園	○
	×		○	×	×	園	○
	×		○	×	×	閑	○
	×		筋	×	×	園	×
	×		○	×	×	閑	○
	×		○	×	×	園	○
	×		○	×	×	園	○
○	×		○	×	○	園	○
諸本「朽損」とあり		諸本「島(嶋)杵」				一次稿本に伴説の付箋	此地に続く本文削除案

西野宣明校注『訂正常陸国風土記』の本文校訂について(下)

68	59
強兵利劔(二才・5)	度雁之東路(二才・6)
無	無
無	有
×	帖
×	帖
×	帖
×	帖
×	帖
×	帖
×	帖
×	帖

⑧その他

35	31	26	23	14	1
率紀・難時(十才・5)	物色可怜(九才・8ウ1)	祛爵陶之煩(八才・4)	舞鶴於渚干(八才・1)	荒梗之類(五ウ・5)	衣袖漬國(二ウ・8)
有	有	有	有	有	有
無	有	有	有	無	有
○	於	社	戈	○	×
○	於	社	戈	○	×
○	於	社	弋	○	×
○	於	社	戈	○	×
○	於	社	戈	使	×
○	於	社	戈	○	×
○	○	社	×	○	×
×	○	社	×	○	○
本文難解とする	万葉・書紀による	吉田令世説による	毛詩小雅による	諸本異同のみ注す	万葉集註釈逸文による

67	66	63	49	46	38
二神之峰 (五ウ・7)	大伴村 (五ウ・3)	斯呂唱歌 (二オ・1)	高松濱 (十九ウ・3)	内庭之藩籬 (十九オ・1)	要在活民 (十ウ・7)
無	無	無	無	無	無
無	無	有	無	無	無
折	○	○	○	蕃	○
折	○	○	○	蕃	○
折	○	○	○	蕃	○
折	○	○	○	蕃	○
折	○	○	○	蕃	○
折	○	○	○	○	○
折	○	○	○	○	○
丙本誤写の指摘	諸本誤写の指摘	誤写の可能性の指摘	誤写の可能性の指摘	丙本異同のみ注す	乙本の誤写の指摘のみ

以上の調査に基づいて、次節において各グループの本文校訂について考えてゆく。

四

さて、まず戊本（小寺清先本）に基づく校訂からみてゆこう。この本の書写者の小寺清先（寛保元年、一七四一〜文政三年、一八二〇）は、備中笠岡の人。郷校敬業館にて書を講じ、国史註疏の講究に励んだという。清先が当国風土記を書写した経緯や、その写本の系統および性格については、この本が現存しないため不明と言わざるをえない。しかし、西野注が採用した戊本の文字を吟味してゆくと、その系統を推察することが可能であり、そこから、西野注の校訂の

傾向を知ることができる。

戊本による校訂の特徴は、戊本の単独異文に基づくものが九例（2・24・28・29・30・37・55・69・73）あることと、群書類従本の文字と一致するものが七例（4・8・13・19・34・54・70）あることである。この中で、群書類従本と一致する13は注目に値する。

13は、信太郎の建郡記事であり、全体で六十三文字を補っている。ところで、この本文は、現存諸本では欠落しており、『釈日本紀』に引く当国風土記の逸文の中に見える記事である。一次稿本には「○小寺本有補文。」の右傍書があり、板本頭注では「按自古老曰、以下至日高見國、諸本欠。今拠戊本補之。釈日本紀所引文與此小異矣。」とする。ここで問題なのは頭注に、戊本の本文が『釈日本紀』所引の逸文と小異があるとするところである。そこで、西野注のこの記事と、『釈日本紀』所引逸文を比較してみると、確かに五箇所の異同がある。^{注七}ところが、これを群書類従本と比較してみると四例までが一致するのである。そこから判断すると、西野注が依拠した戊本は、群書類従本と関係が深い写本ではなかったかと思われる。戊本と群書類従本とが、近い関係にあると推定できる根拠は他にも存する。戊本の単独異文に基づく2を例とするなら、群書類従本の本文は、表に見る通り「御」であるが、その右傍書に「衍イ」とある。他の単独異文に関して同じように調査してみると、2を含め、校訂文字九例のうち2・28・29・30・37・69・73の七例が群書類従本のイ本注記の文字と一致する。また、狩とのみ一致する22も、群書類従本には「而イ」の注記がある。この調査結果をまとめてみると、

群書類従本と一致する七例（4・8・13・19・34・54・70）

群書イ本と一致する 八例（2・22・28・29・30・37・69・73）

となり、戊本による十七例の校訂文字は24・55を除き、群書本と関係が深いことが判明する。

以上の調査から判断して、戊本は群書類従本を親本とし、さらにそのイ本注記の文字を多く取り入れた校訂本であ

つたと推測される。戊本の系統が、この推測に間違いのないとするならば、この写本による校訂は、間接的ながら群書類従本に基づくと結論付けることができる。この点は、西野注の本文校訂の形成を考える上でもたいへん重要であると考えられる。

次に、丙本（松下見林本）による校訂説をみてゆこう。さて、このグループの調査結果をみて行くと、丙本に基づく校訂には、たいへん大きな問題が存することがわかるであろう。すなわち、丙本（松下見林本）に依ると西野注がいう十三例を、松下本と比較してみると、39・52・56・64を除く九例は松下本と一致しない。この点は、すでに飯田瑞穂氏が指摘された通りであり、これらの校訂は、実際には松下本を基にしたものではないらしいと判断できよう。厄介なことに、問題はそれだけでは終わらない。実は、この丙本による校訂や文字異同の指摘に関しては、稿本の段階で相当混乱しているのである。

たとえば、筑波郡の、祖神尊が富士山と筑波山を巡る記事の中の、9「歛然謂曰（四オ・3）」についてみてゆくと、板本頭注には「甲本乙本謂字作諱字、己本作語字。据丙本」となっている。これによると丙本の「謂」を据えるという訳だが、一次稿本をみると、本文はすでに「謂」とされているが、その頭書には「松、謂作諱。塙、作語。」と記されており、一次稿本の文字異同は正しい。二次稿本ではこの部分が欠落しており、板本において、なぜ文字異同の指摘が誤ったものになったのか、原因は不明である。また戊本による校訂の19「大臣族黒坂命（七オ・2）」をみてゆくと、頭注には「乙本族字、作挨字。丙本作候字、今据戊本。」とある。これについて、一次稿本では「塙、候作族、又作挨。」とするが、二次稿本では「鹿島本挨作候。小寺本同。京師本作族。類従本同。伊勢本同。」とある。ここにいる京師本とは、板本の凡例によれば松下本のことと思われる。とするならば、二次稿本と版本で、松下本に関する文字異同の指摘が食い違っている。そればかりか、松下本では実際には「挨」とあり、実は板本・二次稿本ともに、松下本の本文と食い違っているのである。松下本に関しては、他に23「舞鶴於渚干（八オ・1）」の頭注「甲本渚干、作

渚才。丙本並同。乙本丁本作渚戈。諸本共不可読。按詩ノ小雅云、秩秩斯干。毛註云、干ハ澗也。又水崖也云云。拠此今補訂之。」に対して、二次稿本には「鹿島本、渚干作渚才。伊勢本同。彰考館本、作渚戈。京師本同。按諸本俱不可讀。疑渚干之訛也。詩小雅曰、秩秩斯干。毛註、干ハ澗也。」とある。二次稿本によれば、丙本（松下本）は「渚戈」、板本によれば「渚才」となるが、松下本は「渚弋」であり、いずれの指摘も正しくない。また、26「祛爵陶之煩（八才・4）」も、頭注の「令世云、諸本祛作社。或作杜。蓋祛誤。今訂之。」に関して、一次稿本に「加、杜作社。松、作林。」の頭書があるが、これも松下本は「社」であつて、一次稿本の指摘と食い違つてゐる。

以上のような文字異同の指摘の混乱は、松下本に関する部分に集中しており、西野注は実際には松下本を見ていないと判断して、ほぼ間違いない。従つて、丙本によるとする校訂は、その信頼性が著しく低いものと言わざるを得ない。ならば、丙本によるとするこれらは、実際には何を根拠として形成されたのであろうか。これに関しては、なお慎重な検討が必要であるが、32・39・56・64・72が群書類従本と一致し、その中でも32・72は群書本とのみ一致すること、また9・17・21・25・58・61が、群書本のイ本注記と一致することなどを考えると、これらもあるいは群書類従本の本文に相当程度依拠したものではないかと推察される。

戊本と丙本による校訂結果をみてゆくと、そこに間接的にせよ群書類従本の影響が見られるらしいことが解つてきたが、さて、それでは己本（群書類従本）に基づく校訂はどうであらうか。これらは、ほとんどが一致しているだけでなく、板本頭注と食い違う57・60・62も群書イ本の文字と一致する。従つて、このグループは基本的に群書類従本に依拠して形成されたとみて間違いないであらう。また、丁本（昌平文庫本）に基づく五例は、すべて丁本の単独異文であるが、これも27・43・53・71の四例は群書イ本と一致しており、丁本も群書類従本と何らかの関係があつたことが推察される。乙本と甲本に関しては、例も少ないが、乙本に関しては管本の文字の食違ひもなく問題はないものと思ふ。

以上、諸本に基づく校訂についてみてきた。続いて、意改及びその他について考えてゆこう。

五

西野注が、自らの見解で本文校訂を施したという十例には、どのような特色がみられるであろうか。そこでまず指摘できるのは、3・12・40・48が群書類従本と一致することである。特に12「東筑波：白壁郡（五オ・二）」は、他の写本にはない河内郡の四至記述である。ところでこれについては、板本頭注に「按自東筑波郡、至白壁郡十八字、原本大書、属上ノ文。蓋河内郡分註而、脱河内郡三字。誤以分註為本文。決不可疑。故今補訂之。己本、在新治郡下者、恐傳寫之誤也。」とし、己本（群書類従本）では新治郡の下にこの記事があるとするが、事実誤認であり、群書本においても、西野注と同じ位置にこの記事はある。なぜこのような誤認が生じたのか問題であるが、ここではそれは問わない。両書に同一の記事が（しかも群書本の単独異文の）存することから、これについてもやはり群書本からの影響を考えるべきだということを確認しておきたい。ところで、群書類従本からの影響は、これ以外にもありそうである。上記の表の中で、西野注の単独異文である15・45・68の校訂も実は群書イ本の記述に一致する。これらもあるいは群書本に基づく校訂ではないだろうか。とするならば、意改十例のうち七例が、群書本と関係があることになり、西野注の本文校訂の形成を考える上で貴重である。

次に、伴信友説に基づくと思われる校訂が存することが注意される。それは、42の「杵島唱曲（四ウ・一）」である。これについては、繰り返し論じてきたことである^{注九}。ここでは改めて取り上げることほししない。ただ、意改の中に、伴信友説に基づく記述があることについてのみ、同じく11を例として考証しておきたい。11の「相携駢園（四ウ・三）」をみてゆくと、板本頭注には「駢園、万葉抄ニ脱園字。乙本作園、己本作園。諸本共誤、故今改之。按李白詩云、駢園闕外云々」とある。一次稿本を確認してみると、本文は「駢園」とあり、その頭書に「塙、駢園作駢園。万葉所引

無二字。」と記す他に、付箋が添付されており、それには「四丁才駢□／＼ハ餅團ノ誤ナルベシ。團ハイハユル団子ニテ和名抄歎善團。又團□ト載セタルモ團子ノ類トキコエタリ。」とある。この付箋の記述は、伴信友本の傍書（右傍書）圓イ・團イ・加本・一本。（左傍書）駢團ハ餅團ノ訛ニテ團子也。コヽニテハ餅團ハ菓子。飲食ハ酒食ニ当タル文トキコユ。万注所引二字ナシ。」とほぼ一致する。他の写本には、このような説を述べたものはなく、信友説を引用したものとみられる。一次稿本に、このような形で伴信友の説を引用している例が確認できることから考えて、42も信友説に基づくものと考えてほぼ誤り無いものと思う。

最後に、その他の例についてであるが、諸本の異同や誤写の可能性を記す14・38・46・49・63・66・67のうち、67を除いては諸本の本文そのものが、正しいと認められているものであり、これらについてあえて文字異同を指摘する理由がいまひとつ明確でない。ところで、63「斯呂唱歌（二オ・一）」について少し考えておきたい。板本頭注には「按、丁本斯呂作斯呂、與清云、呂字ノ下恐脱鳥字。蓋白鳥之誤乎。」とのみあるが、二次稿本をみると、板本の頭注と同じ書き入れの後に「按、諸本脱歌字。据狩屋望之本、今補之。」とあり、「斯呂唱歌」の「歌」が、狩谷本に基づく校訂であることが明記されている。これは、西野注が狩谷本を参考にしていた明確な証拠であるが、板本ではこの頭注が削除されている。削除された理由は不明であるが、このような例があることは注意せねばならない。すなわち、頭注には明らかにされていないものの、他写本の文字批判を受け入れて校訂した部分が他にも存在する可能性を指摘できるからである。63の二次稿本の記述は、西野注の本文校訂が、実は他写本の説に基づくものが多いのではないかということを、示唆しているように思うのである。

六

以上、西野注の本文校訂説について一次二次の稿本の記述や、諸本との異同を確認しながら、その形成を考えてき

た。その結果、西野注の本文校訂が、直接的にも間接的にも、群書類従本の本文に依拠して成り立っているのではないかといい結論を得た。また、松下本との校合については、ほぼ全面的に誤りが存在し、この板本の成立過程でかなり複雑な事情が存することが窺える。この点は、西野注を利用する場合、ひいてはこの板本の影響を少なからず受けている古典大系・古典全書の本文を利用する場合においても、慎重な態度が必要なことを示している。当国風土記の研究においては、まず写本の本文を確認する作業を怠つてはならないと言えるであろう。

かつて、文化文政期の当国風土記の研究について、伴信友と狩谷掖斎の業績を整理し跡付けたが、かかる先行研究の成果は、天保年間の西野注に収斂してゆく。稿本の段階での他説の書き入れや、群書類従本からの影響の存在は、この板本が、多くの先行研究を取り入れて形成されたものであることを物語っている。いくつかの問題は含むものの、当国風土記の本文研究にとっては、幅広い文献考証に基づく方法を基盤とする最初の本格的な注釈であるといえるであろう。

注六 『国学者伝記集成』 八〇〇頁。

注七 五箇所の異同は次の通り。

- ① 大宮 (西野注) ↓ 「大」なし (釈紀)
 - ② 馱字 (西野注) ↓ 「御宇」 (釈紀)
 - ③ 天皇之世 (西野注) ↓ 「天皇之御世」 (釈紀)
 - ④ 大夫 (西野注) ↓ 「大夫等」 (釈紀)
 - ⑤ 日高見國也 (西野注) ↓ 「日高見國云々」 (釈紀)
- 注八 注三 (前号) に同じ。

西野宣明校注『訂正常陸国風土記』の本文校訂について（下）

注九 注五（前号）に同じ。

注十 注一・二（前号）に同じ。